

指定居宅介護支援事業利用重要事項説明書

あなたに対する指定居宅介護支援事業利用サービス提供開始にあたり、指定居宅介護支援事業運営規程第7条に基づいて当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業所の名称	ゆうあい介護保険サービス
事業所所在地	佐賀県鹿島市大字高津原 4306 番地
法人の種別	社会医療法人
事業所代表者氏名	野中 繁昇
電話番号	① 0954-63-3339（織田病院 2 階連携センター）
FAX 番号	0954-63-3285

2. 実施する事業

事業の種類	佐賀県知事の事業者指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
居宅介護支援事業	平成 11 年 8 月 11 日	佐賀県指令 11 高障第 113 号 4150780015	350 人

3. 事業の目的及び運営方針

- 1) 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- 2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し行います。
- 3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- 4) 事業の運営に当たっては、市町村等保険者（以下「保険者」という）、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

4. 職員の種類、人数及び職務内容

職員の種類	員数	区分				保有資格の内容
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			看護師 社会福祉士 准看護師 介護福祉士 理学療法士等
介護支援専門員	9 以上	9 以上	1 以上			

5. 業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から土曜日まで（ただし、国民の祝日及び8月15日 ならびに12月31日から1月3日までの年末年始は除く）
営業時間（平日）	午前8時30分～17時30分
（土）	午前8時30分～12時30分
24時間連絡体制	当事業所は24時間連絡体制を確保しています。早急に相談したい時、不安で対処に困った時は ①0954-63-3339 ご連絡下さい。 事務当直がご連絡を受け、必要時担当者に連絡をとります。

6. 指定居宅介護支援の提供方法及び内容

提供開始に際し利用込者又はその家族に対し、運営規定の概要その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ます。

問い合わせ又は利用申し込み方法	指定居宅介護支援の提供に関する問い合わせ又は利用申し込みは、電話、文書及び事業所への来所、訪問によりお受けいたします。
計画の作成	指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ 居宅サービス計画を、基本方針及び利用者の希望に沿って作成します。
提供拒否の禁止	正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒否はいたしません。
サービス提供困難時の対応	事業の実施地域によっては、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じる場合があります。
受給資格等の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その人の提示する被保険者証（資格者証を含む）によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無及び要介護認定、有効期間等の確認を行います。
要介護認定申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> 指定居宅介護支援の提供に際し、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて要介護認定の申請の援助を行います。 要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行います。
介護支援専門員の身分証明書の提示	介護支援専門員には、身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から身分を証する書類を求められたときは、これを提示します。
入院医療機関との連携	病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院又は診療所に伝えてください。又担当の介護支援専門員へも連絡をお願いします。

7. 指定居宅介護支援の提供内容

公正中立なケアマネジメントの実施及び同意	公正中立なケアマネジメントを行うため、利用者又はその家族は、居宅サービス計画の作成にあたって、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることができます。又、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定の理由についても説明を求めることができます。当事業者の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。尚、それらの内容については、利用者又はその家族へ説明し、理解したことについて文章により同意を得ます。
居宅サービス計画の作成	利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の希望等をふまえて居宅サービスの計画を作成します。
指定居宅サービス事業者等との連絡調整	居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及び必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の便宜の提供を行います。
介護保険給付管理事業	事業者は居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し佐賀県国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定等の申請の援助	利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

8. 利用料及びその他の費用

1) 法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額（介護保険制度から全額給付にて自己負担はありません）
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額（居宅介護支援サービス費の全額自己負担となります）

- * 居宅介護支援（要介護1・2）／1,086単位 居宅介護支援（要介護3～5）1,411単位
- * 特定事業所加算Ⅱ／421単位
- * 入院時情報提供連携加算Ⅰ／250単位 入院時情報提供連携加算Ⅱ／200単位
- * 退院・退所加算（入院・入所期間中1回を限度）／450単位、600単位
- * 緊急時等居宅カンファレンス加算／200単位
- * ターミナルケアマネジメント加算／400単位
- * 通院時情報連携加算／50単位

2) その他の費用

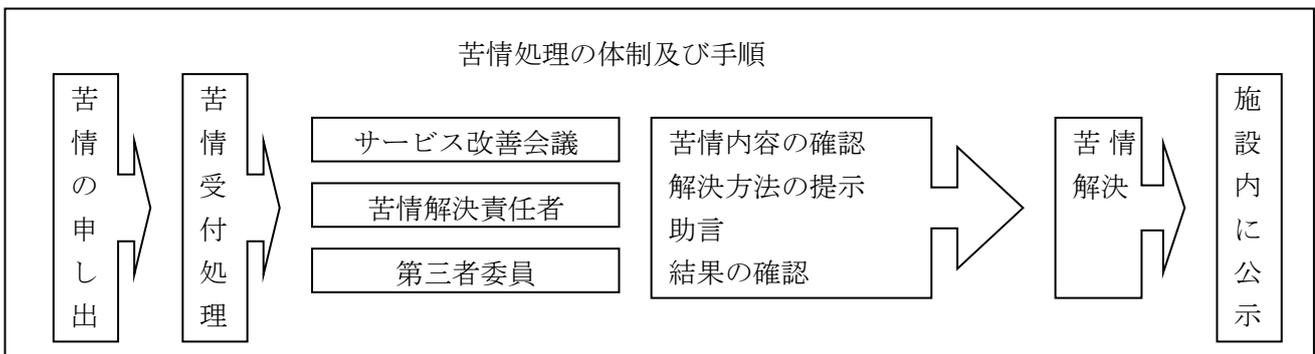
居宅介護支援に要する費用	徴収致しません
--------------	---------

9. 通常の事業の実施区域

事業の実施区域	鹿島市内 ＊通常の実施区域を越えての利用者様からの申し込みについては要相談となります。
---------	--

10. 苦情申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者	野中 繁昇
	責任者	千々岩 親幸
	ご利用時間	月～金 9：00～17：00
	ご利用方法	電 話 0954-63-3339 面 接 相談室 苦情箱 施設内に設置 ※ 迅速かつ適切に対応致します。
その他の苦情申し立て先		
国保連合会 介護保険課（苦情処理）	電 話	0952-26-1477
杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所	電 話	0954-69-8222
鹿島市役所 保険健康課 長寿社会係	電 話	0954-63-2120
武雄市役所 健康増進課 たっしゅか係	電 話	0954-23-9135
嬉野市役所（嬉野庁舎）	電 話	0954-42-3306
嬉野市役所（塩田庁舎）	電 話	0954-66-8001
大町町役場 福祉課 高齢者支援係	電 話	0952-82-3187
江北町役場 福祉課 介護保険係	電 話	0952-86-5614
白石町役場 長寿社会課 高齢者係	電 話	0954-84-7117
太良町役場 町民福祉課 福祉係	電 話	0954-67-0718



11. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

*別紙1を参照

1 2. 具体的取扱い方針

- 1) 居宅介護支援の提供に当たっては懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
- 2) 居宅サービス計画の作成に当たっては利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者が有する能力やその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- 3) 利用者が自立した日常生活の支援を効果的に行う為、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に利用が行われるよう、利用者に提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービス提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 4) 介護支援専門員はサービス担当者会議を招集して利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者からの専門的な見地からの意見を求めます。
- 5) 居宅サービス計画に基づいた指定サービス等の提供について、保険給付の対象となるか否かを区分し、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た後に交付します。
- 6) 介護支援専門員は実施状況の把握に当たっては、少なくとも1月に1回利用者の自宅を訪問面接し、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行います。
- 7) 居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行いながら、居宅サービス計画の実施状況により利用者の必要に応じた居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- 8) 介護支援専門員は居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合に当たっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画にレンタルが必要な理由を記載し担当者会議を開催し、レンタルを位置付ける必要性について検証をした上で、レンタルを受ける必要がある場合はその理由を居宅サービス計画書に記載します。
- 9) 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を図ります。
- 10) 介護保険施設等から退院又は退所しようとする場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行います。
- 11) 居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスが必要な場合は、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り、医療サービス以外の指定居宅サービス等が必要な場合は、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、これを尊重します。

- 12) 利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又は指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成します。
- 13) 居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保険医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて居宅サービス計画を作成します。
- 14) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者及び当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ります。

1 2. 秘密保持

業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密は守ります。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族等の同意をあらかじめ文書により得た上で行います。

1 3. 事故発生時の対応

- 1) 利用者に対して、居宅介護支援を提供したことにより事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- 2) 前項の事故発生時の状況及び事故に際して採った処置について記録致します。
- 3) 賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。
- 4) 自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

1 5. 実習生受け入れ

- 1) 当事業所は「将来を担う介護支援専門員の人材の育成」「医療機関との協力連携」という観点から、実習生を積極的に受け入れます。
- 2) 実習生の受け入れにあたっては、その実習の中で利用者と接する場面が発生することもあります。利用者や家族の同意を求めます。
- 3) 利用者は実習生との関わりを拒否すること、および実習生との関わりについて、意見や苦情を申し立てることができます。

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

あり	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	
なし		

(別紙 1)

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

- ① 前6ヶ月間（R6.9月～R7.2月）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は下記の通りである

訪問介護 7%
通所介護 12%
地域密着型通所介護 7%
福祉用具貸与 51%

- ② 前6ヶ月（R6.9月～R7.2月）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合は下記の通りである

訪問介護	ヘルパーステーションゆうあい 50%	好日の園ホームヘルプサービス 22%	ひかり訪問介護 13%
通所介護	デイサービス結の舟 27%	デイサービスほっとすまいる・かしま 18%	デイサービス花水木 16%
地域密着型通所介護	宅老所なごみの家 30%	デイサービス光輝 23%	宅老所鹿城デイサービス 17%
福祉用具貸与	ベストケア鹿島 68%	トウワケア 15%	クローバー 9%

判定期間 令和6年度

前期 (3月1日から8月末日)

後期 (9月1日から2月末日)